

訓練用救急資器材貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、応急手当を広く普及をすることを目的とし、消防署で管理する自動体外式除細動器（AED）トレーナー及び訓練用人形等を市民、団体、グループ等に貸出すことについて、必要な手続きを定める。

（貸出対象範囲）

第2条 貸出する範囲は、10人以下の団体、グループ等で「普通救命講習」以上の講習修了者が居る場合に限り貸出を行う。

（申請手続き）

第3条 貸出を受ける者は、使用する日の概ね2週間前までに「救急用資器材借用申請書」を消防署長あて申請しなければならない。

（遵守事項）

第4条 貸出を受けた者は、維持管理について以下の事項を遵守しなければならない。

- （1） 目的以外の使用の禁止
- （2） 転貸、譲渡の禁止
- （3） 返却期日の厳守

（損害賠償）

第5条 貸出を受けた者は、その責任の中で故障、破損又は紛失した場合は、補償負担又は修理するものとする。

附則

この要綱は、平成25年2月1日から適用する。